

一九一七年、ロマノフ王朝のロシアにおいて「ロシア革命」が生起して、新しく「ソヴィエト共産党」による一党独裁体制国家が成立しました。

この「ロシア革命」は、それまでにイギリスやフランスで起こっていた「民主化」に移行する「革命」とは性質がまったく異なっていました。

「名誉革命」や「フランス革命」が絶対王政から「民主化」への脱却を企図したのに対して、「ロシア革命」は絶対王政から一党独裁に移行しただけで、「議会制民主主義」を目指す「政治体制の大きなうねり」に逆行した革命でした。

ソヴィエト共産党による一党独裁体制国家は、「イデオロギーとしての「共産主義」を国の基本に据えて、国内では国民の「自由と権利」を抑圧しましたが、対外的には、世界の共産化（赤化）を目指したのです。

第二次世界大戦後、アメリカとの覇権争いに鎬しのを削ったソヴィエト連邦の首脳は、世界共産化のテーゼ（主張）に従って、政情不安や内戦状態の国家や地域にその政策触手を伸ばしました。国共内戦中の中国、朝鮮戦争中の北朝鮮、ベトナム戦争中の北ベトナム、共産革命中のキューバ、内戦中のラオス、それに植民地から独立を目指すアフリカ諸国がその対象となりました。

現在も一党独裁体制の状態にある、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民民主共和国、キューバ共和国及び我が国が承認していない朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）はその残滓ざんしをそのまま積み重ねているようです。

また、アフリカ諸国で政情不安をいまだに抱えている後進独立国家の多くも世界共産化の「革命」触手に翻弄ほんろうされ、その混乱が現在も続いていると云えます。特に、「アフリカの角」と呼ばれるソマリア地域は、一九六〇年代、ソヴィエト連邦の影響下で社会主義国家を築いていましたが、ソ連邦崩壊後に内乱状態となって今日に至っています。

世界の共産化を企図したソヴィエト連邦は、一九九一年に崩壊しました。その崩壊は、一九一七年のロシア革命から七四年間続いたソヴィエト共産党による一党独裁体制の終焉しゆうえんだったのです。

このソヴィエト連邦の崩壊は、永い歴史の視点からすれば、人類が試行錯誤

し多大の犠牲を払いながら培い到達した、「民主的政治体制」への「大きなうねり」に逆らった、七十四年間に亘る共産党独裁及び世界共産化実験の失敗結末に他なりませんでした。

崩壊後に成立した独立国家共同体（CIS）のロシアを含む十二カ国は、共和制の議会制民主主義体制を選択しました。また、ポーランドその他の旧東欧諸国も、同様に共和制の議会制民主主義体制に移行したのです。

CIS及び旧東欧諸国の「民主的政治体制」への移行は、政治体制に関する「世界の大きなうねり」からすれば当然の帰結だと云えます。

こうした「共産革命と一党独裁」の失敗は、敗戦による占領が終了した後、「議会制民主主義」を選択し、国民の「法の下での自由と権利」を保障してきた我が国にとつて、その政治体制選択の正当性を裏付けました。

ここで我が国が国民の「自由と権利」を保障する「議会制民主主義国家」の一員として配慮すべきは、

『 最初に共産党の一党独裁体制を成立させたソヴェイト連邦そのものが崩壊して「民主的政治体制」に移行したにも拘らず、我が国周辺には、中国、北朝鮮、ベトナム、ラオス、とが依然として一党独裁体制を維持している 』

現実なのです。

一九八九年、中国で「天安門事件」が発生したように、国民が「人として」基本的に追い求める「自由と権利」を、独裁体制によって何時まで強制的に制限できるかは、「人間の尊厳」に関わる領域だけに予測することは極めて困難です。

独裁体制の強化、又は崩壊が、「内乱」を引き起こして地域紛争の新たな要因にならないよう、これらの国々の政治体制の動静は慎重に観察しなければなりません。

世襲君主（国王等）の権力に制限がない、絶対的な君主制の国家は、今日の

世界に六ヶ国存在します。

アフリカで唯一絶対王制を敷いているスワジランド王国を除く五ヶ国が、中東地域に集中しています。いずれも産油国として原油埋蔵量の恩恵の下で、イスラム教徒が多数を占めているのが特徴です。

原油の産出は、その埋蔵量に依じて何時かは限界を迎えます。

原油が枯渇した時、産油収益を独占してきた君主（国王又は首長）は、統治力低下の危機に直面すると予想されます。

権力を独占した国王又は首長の統治力の低下は、世界の歴史的な趨勢すうせいになっている。「民主的政治体制への大きなうねり」を国民に自覚させ、国内民主化への胎動たいたうが始まって政情が不安定になる恐れがあります。

人間が基本的に求める「法の下での自由と権利」を抑制する絶対君主制の政治体制が、今後どのように変化していくか慎重に観察する必要があります。

個人の独裁国家二ヶ国の内、カダフィ大佐が一九六九年から四十年に亘り統治してきた「大リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリーヤ国」は、一時期、アメリカ合衆国によって「テロ支援国家」の指定を受けていましたが、近年は国際協調路線に政策を転換しています。

他方、我が国が未承認とはいえ、朝鮮労働党の「独裁を主導する金正日」による独裁国家「北朝鮮」は、我が国の主権を侵害した日本人拉致に留まらず、核開発、弾道ミサイル開発等、その独裁的な行動は異常の限りです。人権を無視した独裁体制は、民主政治体制に移行する「世界の大きなうねり」に逆行するもので、政情不安要因を常に内包し、極めて危険な国家政治体制なのです。

軍事独裁国家のミャンマー連邦は、一九八八年から議会を解散したままの軍政を敷いており、政情不安要因が払拭はつしやく出来ないままの政治体制にあります。

無政府状態国家の「ソマリア共和国」及び「エリトリア共和国」は、海上輸送の大動脈であるスエズ運河から紅海・インド洋への海域を扼やくし、特に、ソマリア沖合は海賊が活発に行動しており、国家としての政治体制の確立が望まれ

ます。

以上のように、世界の独立国家を概観してみますと、政治体制の歴史的な趨勢は、国民の「法の下での権利」を保障した民主的政治体制、即ち、共和制又は立憲君主制における「議会制民主主義」を志向していることが明確です。他方、この「世界の政治体制の大きなうねり」に逆行する形で「独裁体制」又は、「独裁的な王制（首長制）」を堅持したままの国家が、少なからず存在するのも事実です。

従って、

『 今もなお、国民の権利を抑圧する独裁体制国家が存在する限りにおいては、「政治が他の手段として戦争を決断する」恐れは十分にある』  
と、覚悟しておかなければなりません。

特に、周辺諸国に独裁体制国家が存在する我が国にとって、政治体制の違いが戦争の原因になりうるのだと、正しく認識すべきなのです。